



令和5年度 障がいのある方を対象とした 札幌市職員採用選考案内

令和5年(2023年)8月28日告示
札幌市人事委員会

第1次選考日 11月11日(土)

受付期間 インターネット 9月4日(月)9時~9月15日(金)13時【受信分有効】

郵送 9月4日(月) ~9月15日(金)【消印有効】

※ 原則インターネットからお申込みください。インターネットによる申込みが難しい方のみ、申請書を入手のうえ、郵送(特定記録郵便)によりお申込みください。

1 試験区分・採用予定数・主な職務内容等

選考職種	採用予定数	主な職務内容・配属先
一般事務	若干名	本庁各局や区役所、市税事務所などの市長部局をはじめ、交通局や水道局などの公営企業、教育委員会事務局などに配属され、総務(庶務、広報、人事など)、税務、福祉、まちづくり、その他の行政事務全般の業務に従事します。
学校事務	若干名	市立の学校に配属され、学校の予算経理、物品の購入・管理、施設の維持管理など学校事務全般の業務に従事します。

※ 勤務時間は、「一般事務」は原則として8時45分から17時15分まで、「学校事務」は原則として8時15分から16時45分までで、いずれも基本的に週休2日制となっています。

※ 「一般事務」と「学校事務」は併願が可能です。第1希望の選考職種に加え、もう一方を第2希望とすることができます(第1希望のみでの受験も可能です)。

※ 選考の内容は「一般事務」と「学校事務」で同じ内容です。

※ 選考職種ごとに成績順で最終合格者を決定します。併願した場合は第2希望の選考職種で合格する場合があります。なお、いずれの職種でも最終合格ラインに達した場合は、第1希望の職種のみで合格となります。また、希望しない職種で合格することはありません。

2 受験資格

- 平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、かつ以下のいずれかに該当する方
 - ・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳(1~6級)の交付を受けている方
 - ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方
 - ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障がいがあると判定された方
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ※ 手帳の交付申請中の場合は申込みできません。また、申込みから採用時までの間に、上記に該当しないことが判明した場合(手帳が更新されなかった場合を含みます)は、判明時以降の試験を受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。
- ※ 第1次選考当日に手帳等を確認します。また、その後採用までの間に、手帳等の提示を求めることがあります。
- ※ 児童相談所等により知的障がいがあると判定された方は、受験申込後から第1次選考日までの間に「判定書」の様式を交付しますので、判定を受けた機関にて記入の上、提出してください。
- ※ 手帳の名称については、交付している地方自治体により独自の名称が付されている場合があります。ご自身の手帳の名称が不明な場合は、お住まいの地方自治体の窓口で確認してください。
- 地方公務員法第16条に規定されている下記のいずれかに該当する方は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験することができません。
- 日本国籍を有しない方には、別途資料を提出していただく場合がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

3 第1次選考

日 時	方 法 ・ 内 容	
■ 筆記試験 令和5年11月11日(土) 試験開始時刻 13時00分 (開場 12時30分) 終了予定時刻 17時00分	教養試験 100分 択一式	公務員として必要な一般的な知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）及び知識（社会科学、人文科学、自然科学）に関する高校卒業程度のもの（40題）
	作文試験 60分	思考力、文章構成力、表現力などについて評価します。

- 教養試験についてはマークシートによる回答になります。マークシートによる回答が困難な方は、受験申込入力画面又は申込書の該当箇所にチェックを付けてください。
- 作文試験の採点対象者は教養試験の成績により決定します。
- 第1次選考の結果は、**11月29日(水)**に合格者にのみ文書で通知します。また、札幌市職員採用ホームページでも発表します。

4 第1次選考会場案内

- 札幌市生涯学習総合センターちえりあ（札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10）
- 札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北1条西2丁目）

- ※ **会場の選択はできません。**
- ※ 試験開始時刻に遅れた場合は受験できません。
13時00分までに着席できるよう余裕を持って来場してください。
- ※ 会場を変更する場合があります。必ず受験票や札幌市職員採用ホームページで確認してください。
- ※ 会場の下見はできません。
会場についてご不明な点は、札幌市人事委員会事務局任用課にお問い合わせください。

5 第2次選考（第1次選考合格者のみに実施）

日 程 等	方 法 ・ 内 容
■ 面接試験 令和5年12月中旬 詳細の日時・場所は、第1次選考合格者に別途通知します。 必ず通知で確認してください。	個別面接により、主として人物評価をします。

- 面接試験では、聴覚等に障がいがある方への配慮として手話・筆談に対応します。配慮を希望する場合は、受験申込入力画面又は申込書の該当箇所にチェックを付けてください。
- 面接試験では、就労支援機関の職員等の同席を合理的配慮として認めます。詳細については第1次選考合格者宛てに別途通知します。
- 最終合格者は、令和6年1月上旬に発表する予定です。

6 合格から採用まで、採用後の配置等について

- 最終合格者は、令和6年4月に任命権者によって採用される予定です。
- 受験資格がないこと、受験申込書等に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は合格を取り消します。
- 日本国籍を有しない方で、就労が制限されている在留資格の方は採用されません。
- 日本国籍を有しない職員は「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす業務（公権力の行使）及び公の意思の形成に参画する業務に携わることができません。また、日本国籍を有しない職員は、市政の企画、立案、決定等に関与する課長職以上の職及び市の基本施策の決定に携わる係長職に昇任することなどはできません。
- 最終合格者については、配属前に任命権者から身体等の状況や職務にあたっての配慮事項等について確認する機会を設けた上で配属先を決定します。不明な点がある場合は、札幌市総務局職員部人事課（011-211-2072）までお問い合わせください。

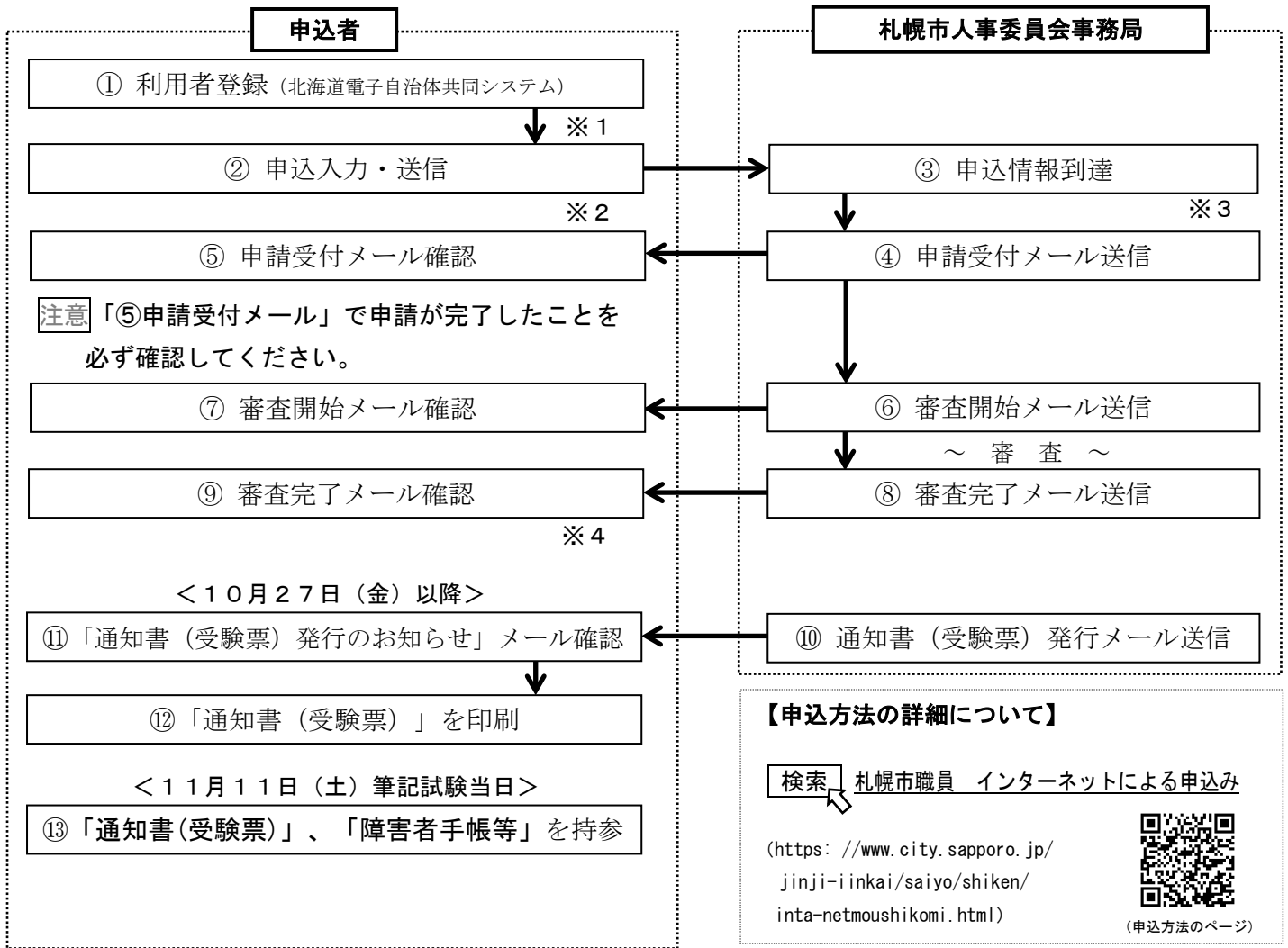
(6) 当該選考により「一般事務」で採用された方の係長職候補者試験の受験資格を得る在職期間は、学歴区分ごとの採用試験に合格して採用された方の場合と取扱いが異なります。最終学歴に関わらず、原則、採用後11年6月在職すると、係長職候補者試験の受験資格を得ることができます。

(7) 健康増進法に基づく受動喫煙対策のため、市役所本庁舎や区役所など配属先の各施設は全面禁煙です。

7 インターネットによる申込手続き

- パソコン、スマートフォンから申込み可能です。
- 同じ試験の申込みを繰り返し行うことは絶対にやめてください。
同一人物による複数の申込みがあった場合、最初の申込みのみを有効とします。
- 申込み後の変更はできませんので、送信前に必ず入力内容を確認してください。
- 顔写真データが必要になります(※2)。あらかじめご用意ください。

【インターネットによる申込手続きの流れ】



※1 **利用者ID及びパスワードは必ず控えを取り**、忘れないようにしてください。

※2 申込時に以下の顔写真のデータが必要になります。申請内容を送信する前に顔写真が正しく表示されているかを送信内容確認画面で必ずご確認ください。

① 申込前6か月以内に撮影した前向き、無帽、上半身胸上の明瞭な写真(眼鏡をかけて受験する方は眼鏡着用)

② 写真サイズの縦横比は4:3。登録可能なデータ形式は「.png」「.jpeg」「.jpg」、データサイズは最大10MB

※3 **申込みは申込締切(9月15日(金)13時)までに「③申込情報到達」を終えたもののみ受け付けます。**

申込受付期間外の申込みはいかなる理由があっても認めません。余裕をもって申込手続きを行ってください。

※4 審査には、「③申込情報到達」から「⑨審査完了メール確認」まで概ね1週間程度時間がかかります。お待ちの間、重複して申請することはおやめください。また、「⑨審査完了メール確認」で申込内容の審査が完了したことを必ず確認してください。

第1次選考(筆記)当日(11月11日(土))は「通知書(受験票)」、「障害者手帳等」を必ず持参してください。忘れた場合は、受験できないことがあります。

8 郵送による申込手続き

提出書類	この選考案内に挟み込まれている受験申込書に必要な事項を本人が記入し、 写真【縦4cm×横3cm】 を1枚貼って、下記の方法でお申込みください。 申込書の記載事項に不備があった場合は受け付けできないことがあります。 また、受験申込書についているはがき（受験票）に 必ず63円切手 を貼ってください。	
申込み	方法	特定記録郵便 により郵送してください（基本郵便料金に加え、特定記録郵便料金がかかります）。 受験申込書を折り曲げずに角形2号【縦33.2cm×横24.0cm】の封筒に入れ、郵便局の窓口で必ず 特定記録郵便 にして 受付期間中の日付で消印が押されることを確認してください（持参による提出は受け付けません）。
	受付期間	令和5年9月4日（月）～9月15日（金）【消印有効】 受付期間後の消印が押された場合は、理由のいかんを問わず受理しません。
	提出先	札幌市人事委員会事務局任用課 採用選考担当 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎4階
受験票の交付	受験票は10月27日（金）頃に発送予定ですが、 11月3日（金）までに届かない場合は、11月6日（月）までに札幌市人事委員会事務局任用課へお問い合わせください。	
記入要領	<ol style="list-style-type: none"> 記入欄が不足する場合は白紙を足してください（氏名記入の上、不足する欄と同じように枠を記入してください）。 記入を訂正する場合は誤った事項を二本線「=」で抹消し、その上又は横に記入してください。 署名欄は自署してください。ただし、筆記が困難なため本人が署名できない場合は、代筆により本人氏名を記入し代筆と明記し、その下に代筆者が署名をしてください。 受験申込書裏面は、会場等の準備のために必要な情報となりますので必ず記入してください。未記入の場合、選考当日に対応することができない場合があります。 	

9 点字による受験

点字による受験を希望される方は、試験時間などが異なりますので、受験申込の前に札幌市人事委員会事務局任用課までお問い合わせください。

10 給与の概要

令和5年4月1日現在の給与は次のとおりです。なお、令和6年度については変更となる場合があります。

初任給（地域手当を含みます）	その他の手当
190,756円（大学卒）	<ul style="list-style-type: none"> 初任給は学歴や経歴に応じて加算される場合があります。 この他に期末・勤勉手当（6月、12月）、寒冷地手当（10月）が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当、扶養手当、住居手当などの諸手当が支給されます。
173,143円（短大卒）	
158,620円（高校卒）	

都合により、試験日程、会場等が急遽変更になる場合があります。変更となる場合は、札幌市職員採用ホームページで随時お知らせします。

… 問い合わせ先 …

札幌市人事委員会事務局任用課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎4階
電話 011-211-3143
ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/jinji-iinkai/saiyo/>



札幌市職員採用ホームページ

市政等資料番号/02-U02-23-1640